

子ども・子育て支援法に基づく確認予定事業の利用定員の設定について

子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、区が以下の事業の利用定員を設定するにあたり、意見を聴取する。

なお、余裕活用型の利用定員は併設施設等の空き枠を活用し、併設施設等の入所状況に応じて変動するものとする。

確認 予定年月	事業	事業区分	公私 の別	施設名	併設施設等			
					類型	利用定員		
						0歳	1歳	2歳
令和8年4月	特定乳児等 通園支援事業	余裕活用型	公立 (公設民営)	東上野乳児保育園	特定教育・保育施設	20人	20人	20人
				共生保育園		11人	19人	19人
				康保会乳児保育所		40人	40人	42人
				アスクくらまえ保育園		9人	15人	15人
				アスクリゅうほく保育園		6人	9人	10人
				スタークリッズ保育園（分園）		6人	8人	8人
				ソラスト竜泉保育園		8人	8人	9人
				はぐはぐクリッズこども園東上野		6人	9人	11人
				忍岡こども園		5人	10人	10人
			私立	ウィズブック保育園入谷	特定地域型保育事業	-	-	7人
				はぐはぐクリッズ浅草橋アネックス		3人	6人	6人
				ふたみ家庭保育室		5人		
				K A Y Oこども室		5人		
				つばみ保育室		5人		
				家庭的保育室ふわふわ		5人		